審査基準

●提案基準 26-3

産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い（泉南市）

（趣旨）

第１　この基準は、提案基準 26 の第３及び第４の規定に基づき、泉南市（以下「市」という。）として必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第２　この基準の適用にあたっては、「第６次泉南市総合計画基本計画（令和５年６月）」に基づき、商工業の活性化により地域の活力を生み、笑顔とにぎわいにあふれるまちを目指すことを目的とし、新たな雇用の創出や就業機会の拡充に寄与する開発行為等であり、泉南市都市計画マスタープラン（令和７年４月）に則したものであること。

２　対象区域は、次の市内路線沿道のうち、産業の振興を図る必要がある区域（泉南市）（別図）に示す範囲とする。

（１）府道旧泉佐野岩出線　起点：金熊寺川南端との交点、終点：金熊寺交差点

（２）府道大阪和泉泉南線　起点：水路敷との交点、終点：里道水路敷との交点

（３）市道岡中鬼来線　起点：府道新泉佐野岩出線との交点、終点：里道敷との交点

（予定建築物の用途）

第３　提案基準 26 の第３に規定する予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当すること。

（１）工場で、以下の全てを満たすもの

イ　日本標準産業分類（A 農業・林業、B 漁業、E 製造業）に該当する業務に供するもの

ロ　建築基準法別表第２（る）項のうち、第一号及び第二号以外のもの

ハ　建築基準法施行令第 130 条の２の２にある施設以外のもの。ただし、規模や処理能力を問わない。

（２）物販店及び飲食店で、以下の全てを満たすもの

イ　（１）の工場で製造・加工した製品を販売・使用するもの

ロ　（１）の工場と同一棟内に存するもの

（予定建築物の規模等）

第４　提案基準 26 の第４に規定する予定建築物の規模等は、次の各号に該当すること。

（１）敷地面積は、1,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満であること。

（２）予定建築物の延べ面積は、1,000 ㎡以上であること。

ただし、第３（２）の用途は、延べ面積の合計が 200 ㎡未満であること。

（３）道路境界線及び敷地境界線から幅１ｍ以上の植栽帯を設置すること。

（４）高さは、20ｍ以下であること。

（５）建築物等の外観及び色彩は、周辺環境と調和する工夫をしたものであること。

（地元調整）

第５　地元地区会等関係者との調整結果を踏まえ、市長が支障ないと判断したもの。

（附則）この基準は、令和７年 10 月１日から施行する。

（別図）

産業の振興を図る必要がある地域（泉南市）

(1)	府道(旧)泉佐野岩出線（西側のみ）	金熊寺川南端との交点	～	金熊寺交差点との交点
(2)	府道大阪和泉泉南線（南側のみ）	水路敷との交点	～	里道水路敷との交点
(3)	市道岡中鬼来線	府道(新)泉佐野岩出線との交点	～	里道敷との交点

立地を認める区域
（ただし、判断基準第５に定める区域は除く）

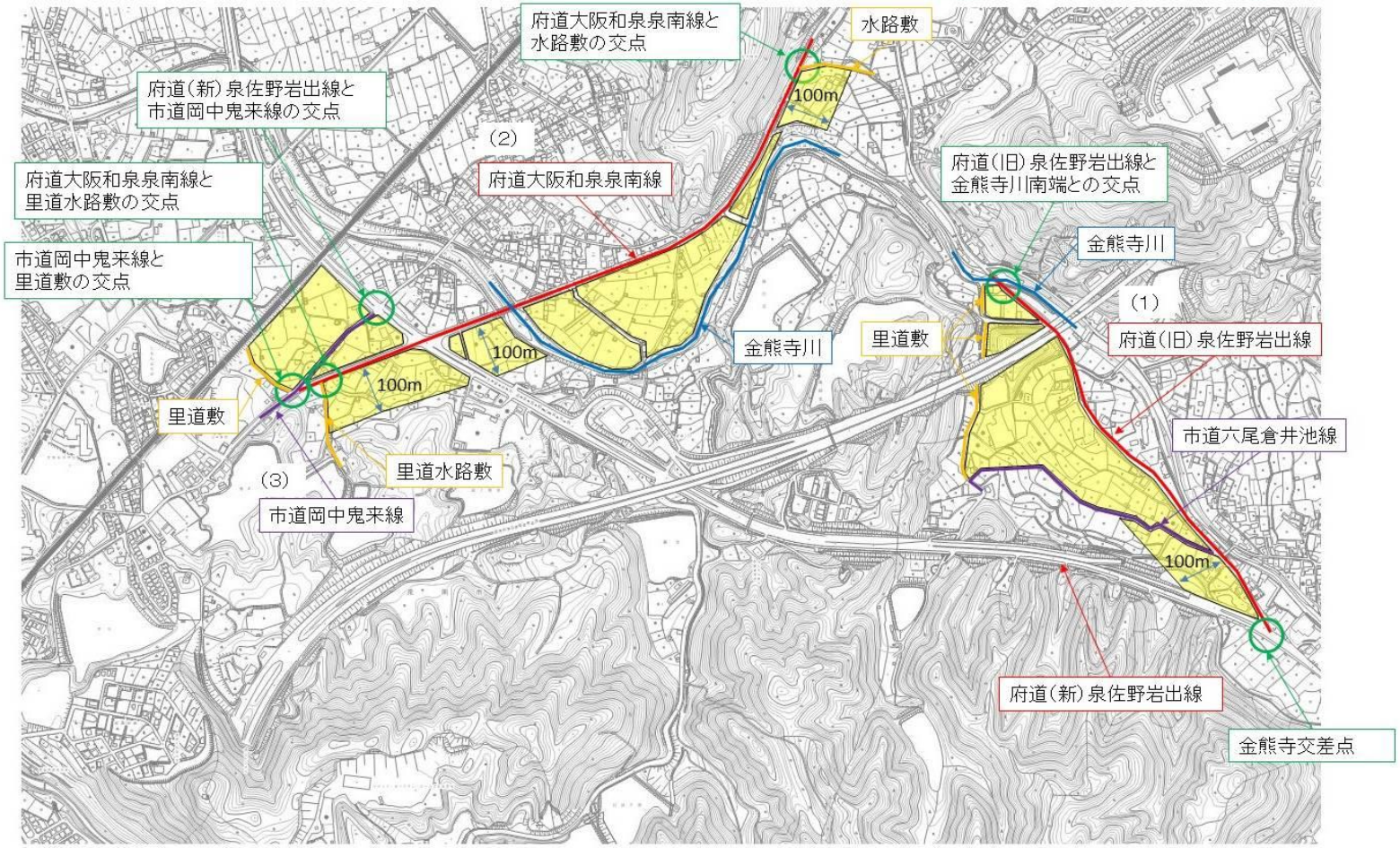

別図